

訪問看護医療情報連携加算について

令和 8 年度診療報酬改定に伴い新設された「訪問看護医療情報連携加算」の施設基準を満たし、地方厚生局へ届出を行っております。

【加算の概要】

在宅で療養されている通院困難な利用者様に対し、当ステーションの看護師等（准看護師を除く）が ICT（情報通信技術）を活用して多職種と連携しながら診療情報等取得・活用し、計画的な訪問看護の管理を行った場合に算定する加算です。月 1 回に限り算定します。

利用者負担額（1 割負担の場合）：1,000 円／月

【連携体制】

- ・保険医療機関の医師・歯科医師
- ・保険薬局の薬剤師
- ・管理栄養士
- ・介護支援専門員（ケアマネジャー）
- ・相談支援専門員
- ・その他関係機関

【情報の管理・活用】

取得した診療情報は、訪問看護計画の立案・変更、急変時の対応方針の共有、人生の最終段階における医療・ケア方針の共有等に活用し、質の高い訪問看護の提供に努めます。また、訪問看護実施時に得られた情報についても ICT を通じて関係職種へ適切に共有します。

【利用者様へのお願い】

本加算の算定にあたっては、利用者様またはご家族様より事前に書面による同意をいただきます。

ご不明な点がございましたらお気軽にお問い合わせください。

